

令和 7 年 7 月 1 日
指 導 室

いじめ防止対策推進法に基づく重大事態に係る調査結果について

区立学校において発生した、いじめ防止対策推進法に基づく重大事態について、学校いじめ問題調査委員会の調査結果を報告する。

1 重大事態とは

いじめ防止対策推進法第二十八条において、次に掲げる事態を重大事態という。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「いじめ防止等のための基本的な方針」(文部科学大臣決定)より

(2) に該当する事案について：不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目途とする。

(1) (2) に共通すること：児童生徒や保護者からの申立てがあったときは、その時点で、「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

2 事案の概要について

(1) 事案ア

① 対象児童・生徒	小学 5 年生 (令和 6 年度)
② 関係児童・生徒	小学 5 年生 1 名 (令和 6 年度)
③ いじめに係る行為が行われた期間	令和 6 年 7 月～令和 6 年 8 月まで
④ いじめ発見のきっかけ	保護者からの訴え
⑤ 訴えのあった主ないじめの態様	いやなことを言われる

【概要】

学校は、対象児童の保護者からの申し立てがあったいじめの行為について、関係児童からの聞き取りを実施し、対象児童に対するいじめを認知した。担任は保護者の申し立てた行為以外にも、学級でいじめと考えられる行為について認知し、いじめと考えられる行為の関係児童に対して指導を行った。

現在、対象児童は転居に伴い、江東区内の別の学校に転校した。転校当初は父親と登校していたが、現在は一人で休みなく登校している。今後も、対象児童および保護者の気持ちを第一に、学校間や教育委員会が連携して、継続した支援を行っていく。

(2) 事案イ

① 対象児童・生徒	中学2年生（令和6年度）
② 関係児童・生徒	中学2年生3名（令和6年度）
③ いじめに係る行為が行われた期間	令和5年7月～令和5年12月まで
④ いじめ発見のきっかけ	保護者からの訴え
⑤ 訴えのあった主ないじめの態様	悪口や脅し文句、いやなことを言われる

【概要】

学校は、対象生徒の保護者から申し立てがあったいじめの行為について、対象生徒及び関係生徒、周囲の生徒からの聞き取りを実施し、対象生徒に対するいじめを認知した。本件は、部活動内で起きた事案であり、関係生徒に対して指導を行い、関係生徒から対象生徒への謝罪の意向があったが、対象生徒の保護者の意向により、実現していない。

対象生徒は、現在も登校することができていない。学校から対象生徒及び対象生徒保護者への連絡は定期的に行っている。引き続き、対象生徒や対象生徒保護者への支援を継続するとともに、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなど専門職との関わりを対象生徒や対象生徒保護者へ働きかけるよう学校へ依頼している。今後も、対象生徒や対象生徒保護者の気持ちを第一に、学校間や教育委員会が連携して、継続した支援を行っていく。

(3) 事案ウ

① 対象児童・生徒	中学3年生（令和6年度）
② 関係児童・生徒	中学3年生4名（令和6年度）
③ いじめに係る行為が行われた期間	令和6年5月10日
④ いじめ発見のきっかけ	保護者からの訴え
⑤ 訴えのあった主ないじめの態様	からかい

【概要】

学校は、対象生徒の保護者からの申し立てにより、対象生徒に対するいじめについて認知した。その後関係生徒からの聞き取り調査等を行い、事実確認をした。調査をする中で保護者の申し立てた行為等についての状況が分かり、担任が関係生徒に対して指導を行った。

本件をきっかけとして、対象生徒は教室へ入ることができなくなっているが、週1日は学校に登校し、教員と対話をする姿が見られている。また週4日は教育支援センターに通室することを卒業まで続けた。希望する学校への進学が決まり、学校や教育支援センターで中学卒業後のことを話す様子が見られている。